

# 的外



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
第358号  
令和2年2月

## 田舎弁護士の駄弁句 ⑬



神棚を 燃やして変える その流れ

運の善し悪し 心次第かな

令和2年2月5日  
青空浮世乃捨



親父が神棚を囲炉裏で燃やしたのは、昭和  
21（1946）年の大晦日近くでした。

昭和20（1945）年の大晦日の夜は、親父が釜を売ってコッパンを買ってきて、親父と長兄（8歳）と次兄（7歳）と私（3歳）の4人でやっと飢えを凌ぎました。

年が明けても、我が家の赤貧状態は好転しませんでした。親父は、大晦日が近付き、昨年の大晦日の夜を思い出したのでしょうか。

「我が家の神は貧乏神だ。こんなもの拜んでも仕方がない」等と喚きながら、神棚を囲炉裏で燃やしました。

その後、我が家の運勢は上向きとなりました。神頼みなどという考え方は、家族全員が捨てたのです。

母が行商を始めました。長兄も次兄も私も、それぞれやれることを精一杯やりました。子供心に「神が悪いのではなく、一家の大黒柱の親父が働かないのが悪い」等とは思っていましたが、親父も、母や兄が行商で売る魚を、気仙沼市まで仕入れに行くようになりました。

神様がいらっしゃるかどうかは分かりません。ですが、確かに人の力の及ばない世界はあります。運と言ってよいと思います。神に手を合わせてお願いしたくなることはあります。

ですが、菅原道真が詠んだとされている「心だに 誠の道にかな適いなば 祈らずとて 神や守らん」という古歌の通りではないでしょうか。

孔子は、「人事を尽くして天命を待つ」と言っています。人間は、人間としてやれることを尽くし、結果は天命としてこれを受け容れるしかないのです。

「天は自ら助くるものを助く」という言葉は有名ですが、もともとはイギリスの諺ことわざのようです。イギリスの著述家スマイルズ（1812～1904年）が、著作の中で使っているとのこと。洋の東西を問わず、神頼みでは駄目なのです。祈らなくとも、人事を尽くしていれば、神は守ってくれるのです。運もよくなるのです。

兄シリーズ第7話『無学歴の学問』を発売し、この事務所便りをお読み下さっている皆様に謹呈するに当たって、この句と次の句を詠んでみました。

どちらの句も、『無学歴の学問』の話の中に出てくる反面教師となって、長兄や私に教えてくれた親父と次兄のエピソード（ちょっとした、おもしろい話）から生まれたものです。

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ⑥4

氣違いに 刃物となるぞ 金・資格  
心せねばと 改めて語る



令和2年2月5日

青空浮世乃捨

各地のロースクール（法科大学院）等で講演する機会があります。最近では、早稲田大学や京都大学で兄と一緒に将来の裁判官、検察官、弁護士が勉強しているロースクールで話す機会がありました。

いつも必ず言うことは、「裁判官や検察官や弁護士になったら、その資格が『間違いに刃物となる』ようなことをしてはならない」ということです。

これは、裁判官、検察官、弁護士に限りません。医師だって、国会議員だって、地方議員だって、大臣だって、首相だって同じです。それ相当の資格や地位を得た人は、その資格や地位や権限を、間違いが刃物を振り回すような使い方をしてはならないのです。

間違った使い方をすれば、医師は他人の命を奪うことになるでしょう。裁判官や検察官や弁護士だったら、人権を侵害することになるでしょう。国会議員や地方公共団体の長や議員だったら、国民や住民にいらぬ負担をかけることになるでしょう。

資格や地位や権限を与えられた人は、「間違いに刃物のえりを与えられている」という状態になっているかどうか、絶えず自らを省みなければなりません。

資格と同じように注意しなければならないものに、金があります。金は持つ人の心次第では、「間違いに刃物」となりかねないのです。

兄シリーズ第 7 話『無学歴の学問』の中で紹介していますが、兄は「金は、自分の力で稼いだもの以外は手にしない」という信念で生きて来ました。自分で稼いだ金でない金は、「間違いに刃物のえりとなりかねない」と戒めています。

兄から学んだこの考え方は、弁護士という資格をもらった身としては、その資格が、「間違いに刃物」とならないように、人間総合力を身に付けなければと心掛けています。

弁護士バッチは、弁護士としての仕事しごとをやれるという資格を示すしるしではありますが、本当に弁護士に相応しい仕事ができるかどうかとは別な話です。弁護士となって、今年で50年となりますが、弁護士資格が、間違いに刃物とならないよう、自戒しなければならないと考えています。

# 民法（債権法）改正 － 2020年4月1日から 民法の契約に関する部分が変わります。

平成29（2017）年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」がいよいよ令和2（2020）年4月1日から施行されます。法令としての効力が発生します。

どこが、どのように変わるのかについては、法務省がパンフレットなどで国民に知らせてはいますが、弁護士である私も十分には分かってはいないというのが本当のところ。大事な改正なのですが、この事務所便りをお読み下さっている皆様の中にも知らない方が大勢いそうです。



みのる法律事務所の事務長千葉美智さんに、法務省のパンフレットを利用して、分かり易い解説本を『ピンクの本』シリーズとして書いてくれるように指示しました。そのピンクの本を使って、勉強会を令和2（2020）年3月28日（土）午前9時から12時まで、一関文化センター小ホールで開催することにしました。ご出席下さい。

それはそれとして、この事務所便りで、どこが、どのように変わるのかについてのアウトライン（概略、あらすじ）を語ってみます。

## 1. 保証人の保護に関する改正

保証契約に関するルールについて、個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる場合の保証人の保護を進めるため、次のような改正があります。

- （1）極度額の定めのない個人の根保証契約は無効に。
- （2）公証人による保証意思確認の手續の新設。

## 2. 定款（定型約款）を用いた取引に関する改正

定款を用いた取引に関するルールを新しく定めました。

- (1) 定型約款が契約の内容となる要件が定められました。
- (2) 定型約款の変更の要件が定められました。

### 3. 法定利率に関する改正

- (1) 法定利率を5%から3%に引き下げられました。
- (2) 市中の金利動向に合わせて法定利率が自動的に変動する仕組みを導入しました。

### 4. 消滅時効に関する改正

職業別の短期消滅時効の特例を廃止し、消滅時効期間を原則として5年としました。

### 5. 意思能力に関するルール

意思能力（判断能力）を有しない状態になった人の契約などは、無効であることを条文に明記しました。

### 6. 敷金に関するルール

賃貸借が終了して、賃貸物の返還を受けたときに、貸主は賃料などの未払分を差し引いた残額を返還しなければならないことを条文に明記しました。

### 7. 借主の原状回復責任のルール

賃貸借の借主は、通常損耗については、原状回復責任はありませんが、そうでないものは原状回復責任があることを条文に明記しました。

詳しいことは、3月28日の『ピンクの本 発刊記念講演会』で皆様と一緒に勉強するつもりです。ご参加戴ける方は、同封した「令和2年3月28日勉強会のご案内と参加申込書」の、参加申込書をご記入の上、お出し戴ければ幸甚です。お待ちしております。

## 戦後75年と憲法9条



令和2年2月9日に、一関九条の会で『戦後75年と憲法9条』という演題で講演するように指示されました。私も同会の会員です。指示された演題がよく、喜んで、骨子次のような話をしました。



明治元（1868）年から昭和20（1945）年8月15日までは、77年間です。つまり、明治維新から太平洋戦争終結までは77年間です。終戦後、昭和20年から平成、令和の今日までは75年間です。ほぼ同じ位の時間と言うことになります。

明治、大正、昭和20年までの77年間（<sup>ちな</sup>因みに、私はこの世に生まれ出て77年間となりました）には、日清戦争、日露戦争、日中戦争、太平洋戦争という戦争がありました。明治維新後は、ほとんど戦争を続けていたということになります。これに対して、終戦後75年間においては、日本は一度も戦争をしていません。日本人は、戦争で一人も殺されていません。日本人は戦争で一人の外国人も殺していません。

第二次世界大戦では、世界で8000万人もの人が殺されたという説もあります。日本人も310万人が戦争で亡くなったと言われています。このことだけを見ても、憲法9条の存在価値は、どんなに凄いものなのかがよく分かります。

第二次世界大戦後、アメリカは25回も戦争に関与しています。記憶にあるところだけでも、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争等すぐに思い出します。日本は、アメリカの行った25回の戦争には全く関与していません。それは憲法9条があるからです。

湾岸戦争の際、ブッシュ米国大統領より、自衛隊も多国籍軍に参加するよう求められた海部<sup>かいふとしき</sup>俊樹首相は、憲法9条の存在を理由にこれを拒み、ブッシュ大統領もそれを認めざるを得ませんでした。海部首相の判断は当然であり、ブッシュ大統領の判断も当然です。

これに対し、安倍首相は、トランプ大統領の要請により、中東に自衛隊の艦船を派遣したり、ステルス戦闘機等を米国から大量に購入したりしています。憲法9条の存在を無視しています。のみならず、憲法9条を改悪しようとさえしています。憲法9条の存在は、戦後75年間日本が戦争しないですんだ最大の理由だと言うことを認識していないのです。

この憲法9条を守ろうとしている9条の会は、政治団体でも経済団体でもなく、文化人の、哲学者の、人間はどう生きるべきかを本気で考える人の集まりです。私もそのような人の仲間になりたいくて、9条の会に入っています。全国にいる9条の会の会員は、物質的・経済的豊かさと便利な生活を求める人たちとは違い、この世に生まれてきた人の本当の幸福を願う人達なのです。富国強兵では、幸福な人生は作れないのです。

## 兄シリーズ

### 第7話『無学歴の学問』の謹呈

兄シリーズは、この事務所便りをお読み下さっている皆様の「自分や親に重なり、涙して読んだ」等と言う嬉しいご感想のお陰で、第7話まで発刊できました。この事務所便りをお読み下さっている皆様が、兄シリーズを書かせて下さっているの



す。兄シリーズは、この事務所便りをお読み下さっている皆様には、謹呈させて戴くのが当然だと妻と語り合っています。謹呈させて戴きますので、どうぞお読み下さるようお願い申し上げます。

兄シリーズは、段々、身み鼻び貞いとも思える内容となり、兄は「身ちが縮む思ちいだ」と語っています。私にも「過ぎたるはなお及ばざるがごとし」で、却って反感を買うのではないかという思いもなくはないのですが、特に嘘を語ったり、誇こ張ちしたりはしていないつもりであり、あるがままを語っているつもりですので、後ろめたいところはありません。

「(苦) 勞ろうを習ならう」という言葉があるそうですが、兄と同年代の方は、苦勞を苦勞とも感じないで苦勞を乗り越えた方ばかりです。兄はその一人にすぎません。兄の同年代の皆様が、苦勞を重ねて、現代の日本をつくったのです。そのことを、これからの日本を背負う子や孫の世代に知らせたいのです。兄の話は、兄世代の一例に過ぎません。同世代の方は、皆、兄と同じような苦勞をしたのです。

身鼻貞と思えるかもしれませんが、兄一人を誉めたいのではありません。苦勞を苦勞とも思えないほどの苦勞をし、その苦勞を乗り越えてきた後期高齢者の皆様の「苦勞を習う」という生き方を、ほとんどの人が親や祖父母の経済的力で大学へ進学できている現代の人達に知ってほしいのです。

学歴はなくとも、学問はできるのです。最も効果のある学問は、「(苦) 勞を習う」ことであることを伝えたいのです。毎日重い荷物を背負って遠き道を歩く人は、それに慣れ、習慣となり、あまり苦にならなくなるのです。子や孫にそうなってほしいのです。そのことを伝えたいのです。兄シリーズには、そういう思いが込められているのです。